

ハラスメント防止条例一覧(対象・予防措置・相談窓口・調査機関・措置)

令和6年4月3日現在

自治体名	対象	予防措置	相談窓口					調査機関					措置				
			窓口の有無	組織	メンバー	契約形態	経費	調査機関の有無	組織	メンバー	契約形態	経費	備考	措置規定の有無	措置実施前の諮問機関等	注意等規定の有無	氏名公表の規定の有無
大阪市 (R6.4月制定)	議員・職員	研修	有 * 施行規定の制定について検討中	—	—	—	—	有 * 施行規定の制定について検討中	—	—	—	—	—	有(被害防止措置を講ずる)	措置を講ずる場合はハラスメント審査会の議を経る	有	有
洲本市 (R5.7月制定)	議員・職員	研修	無	—	—	—	—	無	—	—	—	—	調査は議長の指名する議員又は議会事務局の職員が行う	有(必要な措置を講ずる)	氏名公表の場合は、議員6名で構成する審査会を設置し、議長の諮問に応じる	無	有
柏市 (R5.6月制定)	職員	研修	有	議会事務局 庶務課	庶務課職員 4名	—	—	無	—	—	—	—	第三者による調査機関の設置を検討中	有(必要な措置を講ずる)	—	無	有
四日市市 (R4.3月制定)	議員・職員	研修	無 (※1)	—	—	—	—	無	—	—	—	—	調査は議長の指名する者が実施(必要に応じて、委託している弁護士に相談)	無	—	無	無
池田市 (R3.9月制定)	議員・職員	研修	無	—	—	—	—	無	—	—	—	—	発生した場合は幹事長会議か100条委員会を開催検討	有(※2)	—	無	無
世田谷区 (R3.6月制定)	職員	研修	有 (※3)	—	—	—	—	無	—	—	—	—	執行部が実施(必要に応じて弁護士等の第三者に調査を依頼)	有(必要な措置を講ずる)	—	無	無
大阪府 (R5.3月制定)	議員・議員になろうとする者	啓発・研修	有	専門相談窓口「一般社団法人日本ハラスメント協会」に業務委託		総価契約	窓口設置料308,000円+ (@60,000円×件数) ※60,000円は税抜価格	有	相談窓口と同じ				—	有	措置を行うに当たり、協議会(※4)の議を経る必要がある。	有(被害防止措置として、注意喚起、防止及び勧告等を講ずる)	有

※1 相談が発生した場合は、事務局から議長に報告している。

※2 議員の責務として、「市議会議長及び市議会副議長は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。」と規定している。

※3 執行部の総務部総務課が実施している。

※4 議長、副議長、議会運営委員の所属する各会派から推進された議員各1名により構成される会議体。